

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象者1

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

手続き ①に該当する方は申請不要です。
②、③に該当する方は申請が必要です。申請方法、家計急変の状況等はお問合せください。

対象者2

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）*）の養育者であって、次のいずれかに該当する方
- ※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象
- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

手続き ①に該当する方は申請不要です。
②に該当する方は申請が必要です。申請方法、家計急変の状況等はお問合せください。

支給額 対象児童1人当たり一律5万円
申請期限 令和5年2月28日（火）ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした方については、令和5年3月15日（水）まで。
※支給額は児童1人当たり5万円を限度とし、重複での支給は行いません。

☎子育て支援課 子ども担当
☎内線161・162

マイナポータルを利用した国民年金に関する手続きの電子申請について

国民年金の一部の手続きについてマイナポータルを利用した電子申請の受付が開始されました。

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、スマートフォンやパソコンで24時間365日申請することができます。

また、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、一定の条件に該当する方に対して、日本年金機構から保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に関する申請書情報を電子送付することを予定しています。当該申請書情報を活用することで、さらに簡易に申請することができます。

マイナポータルから電子申請した場合は、手続きの処理状況及び申請結果についてもスマートフォン等で確認することができます。

電子申請の対象となる手続き

- ・国民年金被保険者関係届書（申出書）
※資格取得・種別変更の手続きに限る。
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書

【公的年金シミュレーターの公開について】

公的年金シミュレーターは、働き方・暮らし方の変化によって年金額にどのような変化が生じるか、直感的な操作でシミュレーションできるものであり、利用に際して、ID・パスワードの登録は必要なく、個人情報記録・保存されないといった特徴を有しています。

老齢年金の年金額を簡単に試算することができますので老後の生活設計をより具体的にイメージできるよう是非ご活用ください。

☎<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

▼公的年金シミュレーター
☎ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004
☎町民課 国保年金担当
☎内線123



国民年金保険料免除の申請について

令和4年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請を7月1日から受け付けます。

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。申請方法等は、☎へお問い合わせください。

保険料免除制度の基準（承認期間：7月から翌年6月まで）

本人、配偶者、世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること。

○全額免除（保険料納付額0円）

計算式：（扶養親族の数+1）×35万円+32万円

○4分の3免除（保険料納付額4,150円/月）

計算式：88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○半額免除（保険料納付額8,300円/月）

計算式：128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○4分の1免除（保険料納付額12,440円/月）

計算式：168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※納付猶予制度：50歳未満で学生以外の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。ただし、猶予期間は年金を受けるための期間として計算されますが、年金額には反映されません。

保険料を追納する

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。免除期間分の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

☎町民課 国保年金担当 ☎内線123

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院などの理由で医療費が高額になる場合、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）」を医療機関に提示すると、窓口でのお支払いが限度額までになります（所得によって限度額は異なります）。認定証が必要な方は、保険証・認定証（令和4年7月31日期限のもの（以下、令和3年度認定証）をお持ちの方のみ）をご持参のうえ、町民課窓口へご申請ください。

※令和4年度認定証は、令和4年8月1日から令和5年7月31日まで有効です。申請受付は以下のとおりです。

【初めて申請する方】令和4年8月1日から申請受付

（令和3年度認定証は、7月中でも申請できます。）

【令和3年度認定証をお持ちの方】令和4年7月19日（火）から申請受付

☎町民課 国保年金担当

☎内線121・122・123